

平成30年度からの市・県民税の税制改正等について

1. 給与所得控除の見直し

平成26年度の税制改正により、給与所得控除の見直しが行なわれ、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられることとなりました。

＜給与所得控除の見直しに係る一覧＞

区分	平成26年度～ 平成28年度課税分	平成29年度 課税分	平成30年度以後 課税分
上限額が適用される 給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

2. 医療費控除の特例（セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除）の創設

平成28年度税制改正により、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防として「一定の取組」を行う個人が、平成29年1月1日から本人や本人と生計を一にする親族に係る「スイッチOTC医薬品」の購入費用を1年間に1万2千円を超えて支払った場合、1万2千円を超える額（最大8万8千円）を所得控除できる医療費控除の特例が創設されました。

適用期間は、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間です。

（平成30年度分の個人住民税から5年間適用）

※健康の維持増進及び疾病の予防としての「一定の取組」

この特例の適用を受けるためには、本人がその年中に次のいずれかの取り組みを行っている必要があります（医師の関与があるものに限る）。

1. 特定健康診査（いわゆるメタボ健診）
2. 予防接種
3. 定期健康診断（事業主健診）
4. 健康診査（いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの）
5. がん検診

（注意）

1. この特例を受ける場合には、従来の医療費控除を受けることができません。また、申告期間内に当該特例を適用した申告を行った場合、申告期間終了後に従来の医療費控除へ変更することはできません（従来の医療費控除から特例への変更も同様）。
2. 申告の際には、健診等又は予防接種を受けた「一定の取組」を明らかにする書類及び医薬品名、金額、当該医薬品がセルフメディケーション税制対象品である旨、販売店名、購入日が明記されたレシートや領収書等が必要です。
3. 平成29年1月1日以降に購入するスイッチOTC医薬品が対象です。

<控除の比較>	控除額の計算	控除限度額
従来の医療費控除	（その年に支払った医療費の総額－保険金等で補てんされる金額）－（10万円又は総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない金額）	200万円
医療費控除の特例 （スイッチOTC薬控除）	（その年に支払ったスイッチOTC薬の総額－保険金等で補てんされる金額）－1万2千円	8万8千円

3. 医療費控除に係る添付書類の見直し

平成29年度の税制改正により、医療費控除又は医療費控除の特例の適用を受ける場合に現行の領収書の添付又は提示に代え、医療費等の明細書を添付しなければならないこととされました。また、医療費の明細書に代えて、保険組合等が発行する医療費の通知を添付することでも、医療費控除の適用ができます（医療費控除の特例は除く）。

上記改正は、平成30年度分以降の住民税申告書（確定申告においては平成29年分以降）を平成30年1月1日以降に提出する場合について適用されます。

領収書の添付は不要となりましたが、明細書の記入内容を確認するため、医療費等の領収書は法定納期限の翌日から5年間保存する必要があります。また、市長又は税務署長から当該明細書に係る領収書の提示又は提出を求められた場合には、当該領収書の提示又は提出をしなければなりません。

※経過措置

平成30年度分から平成32年度分までの住民税申告書（確定申告においては平成29年分から平成31年分）については、現行の領収書の添付又は提示による医療費控除又は医療費控除の特例の適用もできます。

医療費控除の添付書類について					
	平成29年度分 (平成28年分)	平成30年度分 (平成29年分)	平成31年度分 (平成30年分)	平成32年度分 (平成31年分)	平成33年度分 (平成32年分)
領収書の添付・提示	◎	○	○	○	-
明細書の作成・添付	-	○	○	○	◎
医療費の通知の添付	×	○	○	○	○

◎：義務 ○：選択加 ×：不可